

議案第 8 2 号

清水町営育成牧場草地改良施設設置及び牧野管理条例の一部
を改正する条例の制定について

地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、上記条例の制定
について議会の議決を求める。

令和 7 年 1 2 月 5 日提出

清水町長 辻 康 裕

清水町営育成牧場草地改良施設設置及び牧野管理条例の一部を改正する条例

清水町営育成牧場草地改良施設設置及び牧野管理条例（昭和44年清水町条例第12号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正箇所）

改正後						改正前					
別表第 3 （第 8 条関係）						別表第 3 （第 8 条関係）					
区分		単位	家畜の 種別	町内牛	町外牛	区分		単位	家畜の 種別	町内牛	町外牛
牧 場 使 用料	夏期放牧	1 頭 1 日 当 たり	乳用牛	<u>320円</u>	<u>370円</u>	牧 場 使 用料	夏期放牧	1 頭 1 日 当 たり	乳用牛	<u>260円</u>	<u>310円</u>
	冬期舎飼		肉用牛	<u>650円</u>	<u>810円</u>		肉用牛		<u>610円</u>	<u>770円</u>	
(略)						(略)					

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。